

和水町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

策定 平成30年11月 9日

改定 令和 3年 9月 8日

和水町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が、最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

和水町は、中山間地であり、稲作やナスなどの露地野菜、ブドウやミカンなどの果樹の栽培が盛んに行われている。

しかし、農業者の高齢化や後継者不足により遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条の第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、和水町農業委員会の指針として、具体的な目標と取組方法を以下のとおり定める。

なお、県の指針「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消目標

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成29年12月)	1,973 h a	64.9 h a	3.3%
現状 (令和2年12月)	1,970 h a	79.1 h a	4.0%
目標 (令和5年12月)	1,967 h a	74.7 h a	3.8%

※管内の農地面積 1,950ha + 1号遊休農地 20ha = 1,970ha

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の地区制又はチーム制による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について(平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類(再生利用が困難な農地)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地の明確化を図る。

2. 担い手への農地利用・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当 初 (平成 30 年 3 月)	1,961 h a	607 h a	31.0%
現 状 (令和 3 年 3 月)	1,950 h a	622 h a	31.9%
目 標 (令和 6 年 3 月)	1,940 h a	645 h a	33.2%

(2) 担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、 主業農家数)	担い手			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の 集落営農組織
当 初 (平成 30 年 3 月)	1,241 戸 (187 戸)	139 経営体	15 経営体	22 経営体	1 団体
現 状 (令和 3 年 3 月)	982 戸 (141 戸)	127 経営体	13 経営体	27 経営体	2 団体
目 標 (令和 6 年 3 月)	950 戸 (150 戸)	135 経営体	15 経営体	20 経営体	5 団体

※「総農家数（うち、主業農家数）」は、農林業センサスの数値

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手の少ない又は受け手のいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等の確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (累計)

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
当 初 （平成 30 年 3 月）	4 人 （ 2.4 h a ）	0 法人 （ 0 h a ）
現 状 （令和 3 年 3 月）	13 人 （ 22.8 h a ）	2 法人 （ 1.7 h a ）
目 標 （令和 6 年 3 月）	22 人 （ 45.0 h a ）	5 法人 （ 10.0 h a ）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び新規参入者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になりうる存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域において、新規就農者等を促進するため、農地の下限面積に別段の面積を設定することを検討する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、参入後の営農相談や耕作地の確認などフォローアップを図る。